

令和6年9月

第137回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第 2 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

提出者 議会運営委員会
 委員長 小橋 昭彦

丹波市議会規則第 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第 1 項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「を備え付けの投票箱に投入」を削る。

第31条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第37条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第 2 項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第45条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第 1 項及び第52条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同

条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「がたい」を「難しい」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第79条中「文書であらかじめ」を削り、「賛否を、」の次に「あらかじめ文書で」を加える。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改める。

第93条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第113条及び第115条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第122条中「又は」を「、又は」に改める。

第123条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「がたい」を「難しい」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第129条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第130条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第136条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第137条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 会議の議題となった後において議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第139条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願」を「委員会の付託」に、「、特別委員会に付託」を「省略」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第140条第3項中「委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第141条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第142条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第143条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって、あらかじめ議長に届け出たものについて」に改める。

第155条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第157条中「すべて」を「全て」に改める。

第159条中「することは」を「することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第164条の2中「重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるとき」を「次に掲げる場合に該当すると認めるとき」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第164条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 3 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

提出者 議会運営委員会
 委員長 小橋 昭彦

丹波市条例第 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項を次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 19 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第 14 条の 2 第 2 項中「開く」を削り、「委員会」の次に「が開会される場合」を加え、「に届け出なければ」を「の許可を得なければ」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第 17 条第 2 項を削る。

第 20 条第 2 項中「者は」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第 24 条第 1 項中「は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第 3 項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改める。

第 28 条第 3 項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 4 号

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

提出者 議会運営委員会
 委員長 小橋 昭彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、議員の血族 2 親等内の親族又は議員が役員をしている企業及び」を「若しくは 2 親等内の血族が経営する企業又は」に、「関係企業等」を「関係企業」に改め、「」は」の次に「、市民に疑惑の念を生じさせないために」を加え、「を遵守」を「の趣旨を尊重」に、「市が行う工事等の請負契約、業務委託契約、一般物品納入契約並びに営利を目的とする事業に供する物品の使用貸借契約及び賃貸借契約」を「市に対する請負（同条に規定する請負をいう。以下同じ。）」に、「し、市民に疑惑の念を生じさせないように」を「するように」に改め、同条第 3 項中「前 2 項に該当する議員」を「関係企業又は前項に規定する企業が第 1 項の規定により請負を辞退するときは、議員」に、「市民に疑惑の念を生じさせないために」を「任期開始の日又は当該事実の発生した日から 30 日以内に」に、「関係者又は関係企業の請負等」を「請負」に改め、「任期開始の日から 30 日以内に」を削る。

第 5 条の見出し中「関係企業等」を「関係企業」に改め、同条第 1 項中「その任期開始の日において、前条第 1 項に定める当該関係企業等の役員等に就いている場合には、当該関係企業の名称・役員等を記載した届出書を、」を「、関係企業において代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任している若しくは就任したときは、当該事実を証する資料を添付して、」に改め、「任期開始の日」の次に「又は当該事実の発生した日」を加え、「提出し」を「届け出」に、「新たに関係企業等の役員等に就任した」を「当該届出の内容に変更があった」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「届出書の提出」を「届出」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。

発議第 5 号

丹波市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

丹波市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 小橋 昭彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、丹波市議会議員（以下「議員」という。）が丹波市に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における丹波市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年12月5日から施行する。